

公益信託あしぎん奨学基金

2026年度 奨学生募集要項

この公益信託は、家庭環境や経済的環境に恵まれず高校卒業後の進学が困難な者が、大学等へ進学して知識・技能を習得し、自立の道を切り開くことを願い、これらの者を対象に奨学金を給付し、もって社会に有用な人材の育成に貢献することを目的として設定されました。

1. 奨学生の資格	(1) 国内の大学等（以下「大学等」という。）に在学する者（応募の時点では2027年4月に大学等への進学を目指している者） (2) 栃木県内の高等学校等を卒業した者（応募時点では、高等学校等の最終学年に在籍していることを原則とする） (3) 経済的に修学が困難である者 (4) 修学の意欲が高くかつ品行方正である者 (5) 将来、地域社会への貢献または国際的な活躍に強い意欲を有する者
2. 奨学金の額	年額400,000円を給付 ※本奨学金は返済の必要はありません（他の奨学金との併給も可能です）
3. 給付時期・方法	(1) 給付時期：毎年度4,10月の各月を給付月とし、以降の6ヶ月分に相当する金額を給付します。 (2) 給付方法：奨学金申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4. 給付期間	奨学生が在籍する学校の正規の最短修業期間とします。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失った時は、奨学金の給付を休止、停止或いは廃止します。
5. 選出奨学生数(予定)	7名 程度
6. 申請手続	(1) 本奨学金を申請しようとする者は、在籍学校長の推薦を受け、下記書類を学校経由で下記受託者にご提出ください。推薦人数は1校につき1～2名とします。 ①奨学金申請書 ②前年度の学業成績を証明する書類、 ③生計を一にする家族全員（本人および学生は除く）の前年度の所得証明書 (2) 応募期間： 2026年4月20日～2026年6月12日 （当日消印有効） (3) 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送 なお、応募書類は返却いたしません。
7. 奨学生の選考・決定及び通知	(1) 選考方法：各校より推薦された奨学金申請書類を当基金運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定（内定）します。 (2) 決定通知： 2026年8月頃 に、選考結果を学校長を経由して申請者に通知します。
8. 内定から奨学金給付開始までの手続	(1) 奨学金内定者は、進学後すみやかに進学先の在学証明書を添えて、進学後の現況届を提出いただきます。 (2) 受託者は、内定者からの報告を受けて奨学金の給付を決定し、その結果を奨学生に連絡します。
9. 奨学金の用途	支給された奨学金の用途は、在籍する大学等の授業料や教材費および奨学生本人が生活するための住居費や食費等の生活費とします。
10. 生活状況報告書の提出	奨学生は、毎学年終了後速やかに「学業成績表」（学校所定の様式）および生活状況報告書（当基金所定の様式）を受託者にご提出ください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
公益信託あしぎん奨学基金 申請口
TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時）